

「実質的支配者リスト制度」に対するご活用のお願について

令和4年1月26日
さがみ農業協同組合

当組合では、法務省からの要請を踏まえ、株式会社のお客さまを対象に、下記のとおり「実質的支配者リスト制度」の導入を開始いたします。

当制度は、商業登記所が、株式会社からの申出により、当該株式会社の実質的支配者に関する情報を記載した書式（実質的支配者リスト）の提出を受け、その写しを当該株式会社に交付するものです。

今回のお知らせは、株式会社のお客様がJAの窓口にて一層円滑にお手続いただける制度となりますので、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

記

1 当制度について

当制度は、商業登記所が、株式会社からの申出により、当該株式会社の実質的支配者に関する情報を記載した書式（実質的支配者リスト）の提出を受け、その写しを当該株式会社に交付するものです。

令和4年1月31日より導入が開始され、全国84か所の商業登記所で受付（無料）が可能となります。当制度の導入に伴い、JA窓口にて実質的支配者の確認をさせていただく際、当該書式のみご提出いただくことで確認できますので、今まで以上に円滑にお手続いただけるようになります。

なお、当制度の開始以降であっても、実質的支配者の確認は従来の方法（口頭でのご申告や有価証券報告書のご提示など）も可能です。

2 対象となるお客さま

株式会社のお客さま

※特例有限会社を含みます。

3 当制度の開始日

令和4年1月31日（月）

4 その他

当制度にかかる詳細については法務省ホームページ（[法務省：実質的支配者リスト制度の創設（令和4年1月31日運用開始）（moj.go.jp）](https://www.moj.go.jp)）をご参照ください。

以上